

県有施設の利用再開について

令和2年5月27日
危機管理部

県有施設について、利用を休止していた屋内運動施設については、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開することとします。

なお、大規模なイベント等の扱いについては下記のとおりとします。

記

- 引き続き、大規模なイベント等(屋内であれば100人、屋外であれば200人を超えるもの)を目的に使用する貸ホールなどについては、新規の予約受付を当面見合わせる。
- その他、施設が行う県外から大勢の人が集まる全国的かつ大規模なイベント等の開催を自粛する。
- 上記の取扱いについては、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるイベントの規模要件の段階的緩和に合わせ、今後見直しを検討する。